

第2次沖縄県自殺総合対策行動計画見直しについて

沖縄県自殺総合対策行動計画（H30年度策定／計画期間 ▶ H30（2018）年～R9（2027年）の10年間

- 自殺対策基本法（H28.4月改正施行）第13条に基づき、都道府県が国の自殺対策対応及び地域の実情を勘案して、自殺対策について定める計画
 - R4.10月の自殺総合対策大綱改定を踏まえて、中間見直しを実施

趣旨および数値目標（見直し前の計画から継続）※新たな国の大綱と同方針

- 「誰も自殺に追い込まれることのない沖縄の実現」 ←**当初計画から変更なし**
 - R9年までに自殺死亡率を14.5以下にする（目標2015年と比べて30%以上減少）
←**当初計画から変更なし** ※人口動態統計



第4章 自殺対策の基本方針

本県では、令和4年10月に決定された大綱を踏まえて、以下の変更を行う。

〈変更点1〉

基本方針5つに1つ追加し、下記の6つの基本方針とする。

1. 生きることの包括的な支援としての推進
2. 関連施策との有機的な連携の強化
3. 対応の段階に応じた対策の推進
4. 実践と啓発を両輪とする対策の推進
5. 役割の明確化と連携・協働の推進
- 6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する【追加】**

第5章 いのち支える自殺対策の取組および評価指標

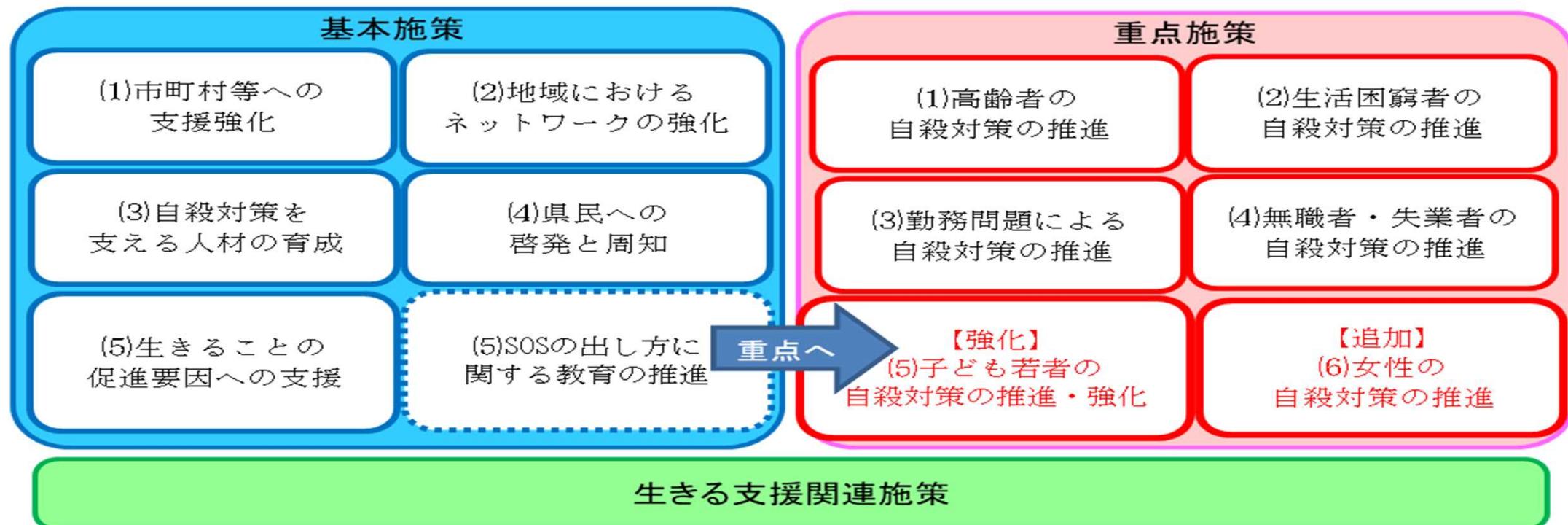
R4.10月の自殺総合対策大綱改定、本県における自殺者の状況、新型コロナウィルス感染症による社会経済的な影響や心理的な影響等を踏まえ、以下の変更を行う。

〈変更点1〉

基本施策の「SOSの出し方に関する教育の推進」を「子ども・若者の自殺対策の推進・強化」とし、重点施策へ

〈変更点2〉

自殺対策の新たな施策として、重点施策に「女性の自殺対策の推進」を追加



〈変更点3〉

見直しに伴う指標追加、削除、見直し←追加指標以外は目標値変更なし

取組の項目	指標	現状 (2017年)	中間 (2022年)	目標 (2026年)
基本施策の評価指標				
(1)市町村への支援強化	自殺対策計画を策定している市町村数	2市町村	24市町村	41市町村
(2)地域におけるネットワーク強化	自殺対策連絡協議会の開催数	年1回	年1回	年1回以上
〃	県機関連絡会議の開催数	年1回	年1回	年1回以上
〃	連携ツール（相談票等）の作成	—	完成及び運用	完成及び運用
(3)自殺対策を支える人材の育成【新】	かかりつけ医等への心の対応力向上研修の開催	—	年1回	年1回以上
(4)県民への啓発と周知	援助希求への抵抗を感じる者の割合	34.9%	アンケート調査はR8年度予定	24%以下
〃	自殺に関する相談窓口の認知度（いのちの電話）	48.3%		66%以上
〃	ゲートキーパーの認知度	8.4%		30%以上
(5)生きることの促進要因への支援	自殺未遂者支援を行っている医療機関の割合※	89%	94.9%	維持・増加
(6)SOSの出し方に関する教育の推進	SOSの出し方に関する教育を実施する公立小中学校	=	数値取得不可	全校実施
重点施策の評価指標				
(1)高齢者の自殺対策の推進	70歳以上の自殺死亡率の減少	28.0	21.4	23.8以下（15%減）
〃	70歳以上の生きがいを持って生活している者の割合	74.3%	70.5%	増加
(2)生活困窮者の自殺対策の推進	経済・生活問題を理由とする自殺者数	46人	65人	39人以下（15%減）
〃	多重債務相談とこころの相談の合同開催市町村数	1市町村	5市町村	増加
(3)勤務問題による自殺対策の推進	職場環境に関する満足度	66.40%	アンケート終了	増加
(3)勤務問題による自殺対策の推進	ワーク・ライフ・バランス認証企業数	72社	106社	増加
(4)無職者・失業者の自殺対策の推進	無職者の自殺者数	100人	91人	85人以下（15%減）
(5)子ども・若者の自殺対策の推進・強化【新】	スクールカウンセラーの配置	—	全小中高・特別支援学校	全小中高・特別支援学校
(6)女性の自殺対策【新】	産後ケアを実施する市町村	—	35市町村	41市町村